

議案第101号

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和5年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市ジオターミナルを観光地域づくり法人に譲渡するため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山市ジオターミナルの設置及び管理に関する条例(平成 29 年勝山市条例第 8 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(勝山市都市公園条例の一部改正)

2 勝山市都市公園条例(昭和 57 年勝山市条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「、長尾山総合公園」を「及び長尾山総合公園」に改め、「及び長尾山総合公園内勝山市ジオターミナル」を削る。